



埼玉県報

第 750 号
令和 8 年(2026 年)
9 月 1 日
火曜日

目 次

告示

- データ連携システム等運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 県広報紙「彩の国だより (令和 8 年 8 月号から令和 9 年 4 月号まで)」の新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示 (広報課)
- (仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会の中止 (環境政策課)
- 第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る環境影響評価公聴会の中止 (環境政策課)
- 令和 8 年度後期技能検定の実施 (産業人材育成課)
- 令和 8 年度後期技能検定の実技試験受検手数料減額 (産業人材育成課)
- 美里第二土地改良区の役員退任届 (本庄農林振興センター)
- 家畜伝染病予防法第 52 条に基づく報告徴求に関する告示 (畜産安全課)
- 保安林の皆伐面積の公表 (森づくり課)
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに基づく重さ指定道路の指定 (道路環境課)
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に基づく高さ指定道路の指定 (道路環境課)
- 第 7 次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用保守業務に関する入札公告 (議会・総務課)
- 埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園及び埼玉県立毛呂山特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課)
- 埼玉県立蓮田特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課)
- 埼玉県立久喜特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課)

告 示

埼玉県告示第六百九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

データ連携システム等運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 8 年 6 月 26 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エー・アンド・ディ 東京都品川区東五反田 5 丁目23番 1 号アサヤマビル 6 階

5 契約金額

57,178,440円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号に該当

告 示

埼玉県告示第六百十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

県広報紙「彩の国だより（令和 8 年 8 月号から令和 9 年 4 月号まで）」の新聞
折り込み及び配布業務 1,470千部×9回（8 ページ×6 回、4 ページ×3 回）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 8 年 6 月 24 日

4 落札者の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地 4

5 落札金額

69.13円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 8 年 4 月 21 日

告 示

埼玉県告示第六百十一号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和八年埼玉県告示第五百七十号（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一件名

（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和八年九月九日（水）十時から十一時三十分まで

上尾、桶川、伊奈衛生組合 議場

イ 令和八年九月九日（水）十三時三十分から十五時まで

蓮田市総合文化会館 ハストピア ギャラリー

ウ 令和八年九月十日（木）十時から十一時三十分まで

伊奈町役場 三階 第三会議室

エ 令和八年九月十日（木）十三時三十分から十五時まで

上尾市役所 行政棟五階 五〇一会議室

三 都市計画決定権者の名称

伊奈町

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第六百十二号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和八年埼玉県告示第五百七十一号（第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和八年九月十一日（金）九時三十分から十一時まで

松伏町役場 第二庁舎三階 三〇一会議室

イ 令和八年九月十一日（金）十三時から十四時三十分まで

吉川市役所 庁舎三階 三〇三会議室

ウ 令和八年九月十一日（金）十五時三十分から十七時まで

越谷市役所 第三庁舎四階 環境経済部会議室

三 事業者の氏名及び住所

東埼玉資源環境組合 管理者 福田 晃

越谷市増林三丁目二番地一

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第六百十三号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和八年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 実施等級別職種

イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

ハ 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作

業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図C A D作業）

ニ 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

令和八年十二月四日（金）から令和九年二月十四日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

令和八年十一月二十七日（金）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 一級及び二級 機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	令和九年一月二十四日（日）
二 三級 シーケンス制御、配管及び型枠施工	

一 特級 鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 二 一級及び二級 工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図 三 三級 造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図	令和九年一月三十一日（日）
一 二級 舞台機構調整	令和九年二月三日（水）
一 一級及び二級 金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工及び塗装 二 三級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき及び鉄	令和九年二月七日（日）

筋施工	
三 単一等級	
電子回路接続	

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面又はその写し

- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

令和八年十月五日（月）から令和八年十月十六日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書用の紙及び受検案内は、協会で交付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記
し、切手百八十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱
書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を受検案内で指定する方法で協会に納付すること。ただ
し、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験
に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなか
った場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
造 園	一万八千二百円（一万二千百円）
鑄 造	一万八千二百円
金属熱処理	一万八千二百円
機械加工	一万八千二百円（一万二千百円）
非接触除去加工	一万八千二百円
金型製作	一万八千二百円
金属プレス加工	一万八千二百円
工場板金	一万八千二百円
めつき	一万八千二百円
金属ばね製造	一万八千二百円
仕上げ	一万八千二百円
機械検査	一万八千二百円（一万二千百円）
ダイカスト	一万八千二百円
電子回路接続	一万八千二百円
電子機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）
電気機器組立て	一万八千二百円
シーケンス制御	一万八千二百円（一万二千百円）
半導体製品製造	一万八千二百円
プリント配線板製造	一万八千二百円
自動販売機調整	一万八千二百円

防水施工	一万八千二百円
コンクリート圧送施工	一万八千二百円
鉄筋施工	一万八千二百円（一万二千百円）
型枠施工	一万八千二百円（一万二千百円）
配管	一万八千二百円（一万二千百円）
かわらぶき	一万八千二百円（一万二千百円）
建築大工	一万八千二百円（一万二千百円）
菓子製造	一万八千二百円
パン製造	一万八千二百円
プラスチック成形	一万八千二百円
紳士服製造	一万八千二百円
婦人子供服製造	一万八千二百円
冷凍空気調和機器施工	一万八千二百円（一万二千百円）
農業機械整備	一万八千二百円
建設機械整備	一万八千二百円
油圧装置調整	一万八千二百円
空気圧装置組立て	一万八千二百円
内燃機関組立て	一万八千二百円
光学機器製造	一万八千二百円
時計修理	一万八千二百円（一万二千百円）
鉄道車両製造・整備	一万八千二百円

樹脂接着剤注入施工	一万八千二百円
ガラス施工	一万八千二百円
機械・プラント製図	一万八千二百円（一万二千二百円）
金属材料試験	一万八千二百円
塗装	一万八千二百円
舞台機構調整	一万八千二百円

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金額の欄の知事が別に定める者）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）
三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表
令和九年三月十二日（金）に埼玉県ホームページに掲載するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知
協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第六百十四号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五条第二号の規定により、令和八年埼玉県告示第六百十三号（令和八年度後期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料 九千円
- イ 二級または三級の実技試験を受検すること。
- ロ 実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあつては、消印日。次号において同じ。）において県内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。
- ハ 令和八年四月一日において三十五歳未満であること。
- ニ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないこと。
- 二 次に掲げる要件のいずれにも該当する者（前号に規定する者を除く。）に係る手数料 九千円
- イ 三級の実技試験を受検すること。
- ロ 令和八年四月一日において二十三歳未満であること。
- ハ 実技試験受検申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- ニ 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないこと。
- 三 前号イ、ロ及びニに掲げる要件に該当する者（前二号に規定する者を除く。）に係る手数料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、美里第二土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理事	原 田 信 次	埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千百二十五番地一

告 示

埼玉県告示第六百十六号

埼玉県中央家畜保健衛生所長

平成十七年埼玉県川越家畜保健衛生所長告示第二号（家畜伝染病予防法に基づく

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長

報告徴求に関する告示）の一部を次のように改正する。

なお、改正後の第二号の規定は、令和八年十月分の報告から適用する。

令和八年九月一日

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長 中 島 敏 行

埼玉県川越家畜保健衛生所長 馬 場 未 帆

第二号中「きじ」の下に「、エミュー」を加え、「（だちょう）」を「（エミュー及びだちょう）」に改め、第五号を次のように改める。

五 報告書の提出及び問い合わせ先

当該農場の住所地を管轄する家畜保健衛生所

イ 埼玉県熊谷家畜保健衛生所

埼玉県熊谷市久保島千三百七十三番三（郵便番号三六〇―〇八三一） 電話

〇四八―五二―一―二七四 ファクシミリ〇四八―五二六―一〇六三 電子メ

ー<mailto:k211274@pref.saitama.lg.jp

ロ 埼玉県川越家畜保健衛生所

埼玉県川越市大字石田百五十二番地（郵便番号三五〇―〇八三七） 電話

四九―二二五―四一四一 ファクシミリ〇四九―二二六―九六五三 電子メー

ル<mailto:r254141@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第六百十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、保安林の皆伐による立木の伐採につき、令和八年度において新たに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 地 区	飯能市、日高市、入間郡越生町、 毛呂山町	水源かん養保安林	160.32
		土砂流出防備保安林	102.14
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西 部 地 区	入間市大字新光	防風保安林	0.07
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字寺竹	防風保安林	0.20
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.06
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.26
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町、ときがわ町、 鳩山町	防風保安林	0.48
寄 居 地 区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.64
利 根 川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	49.54
		土砂流出防備保安林	19.19
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、 ときがわ町、秩父郡東秩父村、 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	53.16
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長、秩父郡長瀬町、皆野町、 小鹿野町	水源かん養保安林	97.06
		土砂流出防備保安林	256.54
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川贅川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,975.48
		土砂流出防備保安林	81.08
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.76
秩 父 地 区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,250.30

告 示

埼玉県告示第六百十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般 国道	百二十五号	久喜市佐間字西二一八番二地先から 加須市北大桑字大宮一〇五一番一地先まで
県道	馬引沢飯能線	狭山市大字根岸字中道通六八六番一―地先から 飯能市大字芦荊場字上ノ原三五四番四地先まで

二 指定する期日

令和八年九月一日

告示

埼玉県告示第六百十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般 国道	百二十五号	加須市北小浜字堂前一二六番一地先から 羽生市大字須影字下戸ノ内一〇〇番一地先まで

二 指定する期日

令和八年九月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告 示

埼玉県告示第六百二十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

第7次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和13年5月15日（木）まで

(4) 納入場所

埼玉県議会事務局総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係

がある者（以下「同族企業」という。）同士の業者委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

(6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局総務課総務・IT・情報公開担当 福森、井上 電話048-830-6048（直通）
電子メールa6210-01@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月13日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月9日（金）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月9日（金）午後4時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課 令和8年10月13日（火）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年10月1日（木）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和 8 年 9 月 7 日 (月) 午後 5 時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease and Maintenance of the 7th Saitama Prefectural Assembly Information Network

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Tuesday, October 13, 2026

By registered mail or in person: 4:00 p.m., Friday, October 9, 2026

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone: 048-830-6048

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園及び埼玉県立毛呂山特別支援学校スクール
バス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま
市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 8 年 7 月 22 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県志木市本町 5 丁目 22 番 26 号

5 落札金額

663,300,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 8 年 6 月 12 日

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立蓮田特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 8 年 7 月 22 日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町 2 丁目 3 番 19 号

5 落札金額

774,400,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 8 年 6 月 12 日

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立久喜特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 8 年 7 月 22 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間 1 丁目 20 番 36 号

5 落札金額

639,100,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 8 年 6 月 12 日